

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡小川町大字韮負字尾影一 二七五番一地先から同郡同町大 字韮負字乙長谷一三九六番四地 先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年三月三十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年三月三十一日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第七号で告示 した道路予定区域の供用開 始である。延長二二七・五 メートル。</p>